

無線設備規則の一部を改正する省令案に係る意見募集に対し
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>多様な変調方式の利用を可能とする本規定の整備により、周波数の有効利用を図りつつ新たな高速航空移動衛星通信サービスの導入が可能となることから、ブロードバンド時代に対応する衛星通信サービスの発展に寄与するものとして賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT 株式会社】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>
2	<p>改正内容の「無線設備規則のうち変調方式に関わる規定において」、現行の「位相変調かつエネルギー拡散方式のみ」について、「多様なデジタル方式の導入を可能とする」に改正する件は、既に諸外国にて開始・検討されている種々の新たな高速航空機移動衛星通信サービスの市場ニーズならびに今後も発展が期待される将来サービスにも対応するものであり、適切と考えます。</p> <p>早期に規則改正が行われ、国内でも新しいサービスが開始されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機株式会社】</p>	